

## 不正防止に向けた具体的な取組

平成19年10月31日 総長決裁

令和 3年 3月26日 最終改正

埼玉県環境科学国際センターにおける競争的研究費等の適正な管理に関する規程第10条及び第11条第3項第1号並びに第18条第1項の規定に基づいて定める「不正防止に向けた具体的な取組」は、次のとおりとする。

### 1 物品等の発注に係る手続きの明確化及び統一化

#### (1) 物品等の発注手続き

ア 研究課題の遂行に必要な物品や設備備品等の発注に係る事務は、単価契約等により発注先が特定される場合を除き、経理事務担当者が行うこととする。

イ 経理事務担当者は、あらかじめ研究員が作成し、経理事務責任者が承認した物品等購入伺書により、発注に係る事務を行うこととする。

ウ 税込総額10万円未満の物品の購入で、納期上等やむを得ない場合は、アの定めによらず、研究員が発注できる。ただし、研究員は計画的な購入に配慮し、アで定める原則に対応できるように努めるものとする。

エ ウの定めによって研究員が発注する場合は、発注先選択の公平性、発注金額の適正性など会計上の責任を理解した上で行わなければならない。

#### (2) 検査

ア 第15条で定める研究企画室の職員が行う納品検査は、契約書（請書）、仕様書及びその他関係書類により行うこととする。

イ 納品検査に当たっては、必要に応じて納入業者に立ち会いを求めることとする。

ウ 第15条第3項で定める検査は、成果物と完了報告書等により行うとともに、必要に応じて、抽出による事後確認、保守作業への現場立会いなどにより行うこととする。

#### (3) 業者への措置

取引業者にセンターの不正対策方針等を周知し、取引実績や実効性等を考慮した上で誓約書の提出を求めることとする。

### 2 旅行の事実確認の取組

#### (1) 旅行命令時における事実確認

研究課題の遂行に必要な旅行を行う場合は、旅行命令の決裁を埼玉県旅費システムで受けることとする。

なお、宿泊を伴う県外（海外を含む。）への旅行や参加費（資料代も含む。）を要する学会・研修会に係る旅行の場合は、あらかじめ「県外出張・学会参加伺」を作成し、最高管理責任者又は研究不正防止を管轄する統括管理責任者の決裁を受けなければならない。

#### (2) 旅行復命時における事実確認

ア 旅行を終え帰庁したときは、埼玉県旅費システムにより復命を行うとともに、復命書を作成しなければならない。

イ 宿泊を伴う調査や研究打合せを目的とした旅行の場合は、復命書に調査内容や打合せ内容に加え、調査現場の写真の添付や打合せの相手方所属・氏名を明記しなければならない。なお、航空機を利用した場合は、搭乗を証明するものを経理事務担当者に提出しなければならない。

ウ 学会・研修会用務で旅行した場合は、復命書に参加証や当日配布される資料など参加・出席の事実が確認できる資料の一部を添付しなければならない。

なお、航空機を利用した場合は、搭乗を証明するものを経理事務担当者に提出しなければならない。

エ 調査や研究打合せを目的とした宿泊を伴わない旅行を行った場合は、旅費システムの用務欄に予算元(科研費等)を付記した上で、用務目的、研究打合せの相手方の所属・氏名を入力することで復命書の作成を省略することができる。

### 3 研究活動の報告

- (1) 競争的研究費等を受領している研究員は、毎年度の環境科学国際センター報において、研究の実施状況及び研究成果について報告を行わなければならない。
- (2) 競争的研究費等を受領している研究員は、研究不正防止を管轄する統括管理責任者の指示があった場合には、毎年度当初に行われる研究成果検討会で、研究の実施状況及び研究成果について報告を行わなければならない。
- (3) 研究成果検討会における報告に当たっては、関連する他の研究課題と併せて報告することができる。
- (4) 研究不正防止を管轄する統括管理責任者は、関係する研究員に対して、競争的研究費等による研究活動上の不正行為を未然に防ぐため、研究計画の立案、研究の実施及び研究成果とりまとめの各過程において、必要に応じて状況報告を求めることができる。
- (5) 研究員は、その種類に応じて最低5年以上の期間、研究データを保存し、研究不正防止を管轄する統括管理責任者が求めるときは、それを提出しなければならない。

#### 附 則

この取組は、平成19年11月 1日から施行する。

#### 附 則

この取組は、平成21年 4月 1日から施行する。

#### 附 則

この取組は、平成27年 1月 5日から施行する。

#### 附 則

この取組は、平成30年 4月 1日から施行する。

#### 附 則

この取組は、令和 2年 4月 1日から施行する。

#### 附 則

この取組は、令和 3年 4月 1日から施行する。

## 不正に係る調査の実施について

平成26年12月22日 総長決裁

令和3年3月26日 最終改正

埼玉県環境科学国際センターにおける競争的研究費等の適正な管理に関する規程（以下「規程」という。）第14条第3項の規定に基づいて定める不正に係る調査の実施についての体制及び手続等は、次のとおりとする。

なお、規程第13条第1項により、通報窓口及び通報の処理については、埼玉県職員からの公益通報処理規程に基づくものとされているので、通報の受付、調査の必要性の判断、通報者への通知については、通報窓口が行うこととなる。ただし、他の研究機関等に所属する者からの通報及び報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合については、規程第12条の規定に基づく相談窓口が行うものとする。

### 1 不正に係る調査の要否の判断

- (1) 不正に係る調査（以下「調査」という。）の要否の判断については、通報窓口又は相談窓口（以下「通報窓口等」という。）が行う。
- (2) 最高管理責任者は、通報窓口等から、通報の内容の合理性及び調査の可能性等について予備的な調査（以下「予備調査」という。）を求められた場合は、それに協力し、規程第11条で定める防止計画推進チーム及び規程第18条で定める監事が、予備調査を実施する。
- (3) 最高管理責任者は、通報窓口等から調査の要否の判断結果について通知を受けたときは、通報の受付から30日以内にその結果を通報者及び被通報者へ通知するとともに、配分機関等（競争的研究費等の助成事業が配分機関に委託されている場合は、委託元の機関を含む。以下同じ。）へ報告する。

### 2 調査の実施

- (1) 最高管理責任者は、通報窓口等から調査が必要と判断された場合には、調査方針、調査対象及び方法等を定めて配分機関等へ報告し、協議する。
- (2) 最高管理責任者は、弁護士等の外部有識者を半数以上含む調査委員会を設置する。
- (3) 調査委員会の委員は、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有してはならない。
- (4) 最高管理責任者は調査委員会を設置したときは、委員の指名や所属を通報者及び被通報者に通知する。これに対して通報者及び被通報者から10日以内に異議申立てがあった場合は異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。
- (5) 調査委員会は、調査が必要と判断されてから30日以内に調査を開始する。
- (6) 調査委員会は、不正の有無、不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用額等について、又は通報が悪意に基づくものであるかについて、調査から得られた物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断し、認定するものとする。また、本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為の疑いを覆すに足る証拠が示せないときについても、不正行為と認定するものとする。
- (7) 最高管理責任者は、必要に応じて、被通報者に対して、調査対象制度の研究費の使用停止を命じることができる。
- (8) 通報者、被通報者及びその他の職員は、調査委員会が行う調査に誠実に協力しなければならない。
- (9) 調査委員会は、調査を開始してから150日以内に調査結果を最高管理責任者へ報告する。ただし、調査が終了していない場合は、中間報告を行う。
- (10) 最高管理責任者は、調査の結果を速やかに被通報者及び通報者等（悪意に基づく通報と

認定された場合は、通報者の所属機関を含む。以下同じ。)に通知する。また、通報等の受付から210日以内に調査の結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的研究費等における管理・監督体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を作成し、通報窓口等及び配分機関等へ報告する。ただし、調査が終了していない場合は、中間報告を行う。

- (11) 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認されたときは、調査委員会の認定を受けて、通報窓口等及び配分機関等へ報告する。
- (12) 最高管理責任者は、配分機関等の求めがあった場合には、調査の終了前であっても、調査の進捗状況又は中間報告を配分機関等へ提出する。
- (13) 最高管理責任者は、配分機関等の求めがあった場合には、調査に支障がある等、正当な理由があるときを除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなければならない。
- (14) 不正が認定された被通報者又は悪意に基づく認定された通報者は、(10)の通知を受けた日から30日以内に不服申立てをすることができる。ただし、当該期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- (15) 最高管理責任者は、不服申立てがあった場合には、不服申し立てがあったことを速やかに通報窓口等及び配分機関等へ報告する。また、不服申立ての却下や、調査委員会による再調査(以下「再調査」という。)の開始について、被通報者及び通報者等へ通知するとともに、通報窓口等及び配分機関等へ報告する。
- (16) 最高管理責任者は不服申立に係る再調査を行う場合、その調査結果を原則として50日以内に、被通報者及び通報者等に通知するとともに、通報窓口等及び配分機関等へ報告する。

### 3 調査結果の公表

- (1) 最高管理責任者は、調査の結果、不正の認定があった場合又は悪意に基づく通報の認定があった場合は、速やかに調査結果を公表する。
- (2) 公表する内容は、不正の種別、研究員名、競争的研究費の名称及び課題名、不正の具体的な内容、処分の内容等とし、悪意に基づく通報の認定があった場合の公表内容は、通報者の氏名等とする。

附 則

この取扱は、平成27年1月5日から施行する。

附 則

この取扱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この取扱は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この取扱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この取扱は、令和3年4月1日から施行する

(参考) 本規程第9条第6項対応

(研究員が提出する誓約書の例)

## 誓 約 書

埼玉県環境科学国際センター長 様

(最高管理責任者)

私は、「埼玉県環境科学国際センターにおける競争的研究費等の適正な管理に関する規程」等の諸規程を遵守し、研究活動の不正行為及び研究費の不正使用を行わないことを誓います。

万一、規程等に違反して、不正を行った場合は、埼玉県環境科学国際センター、埼玉県及び研究資金配分機関等による処分を受け、法的責任を負担します。

年 月 日

担当・職名

氏名(自署)

印

(参考) 不正防止に向けた具体的な取組 1(3)対応

(取引業者が提出する誓約書の例)

## 誓約書

埼玉県環境科学国際センター長 様

(最高管理責任者)

当社は、「埼玉県環境科学国際センターにおける競争的研究費等の適正な管理に関する規程」等の諸規程を遵守し、研究活動の不正行為及び研究費の不正使用に関与しないことを誓います。また、内部監査及び不正に係る調査等において、取引帳簿の閲覧、提出等の要請があった場合には、これに協力します。埼玉県環境科学国際センターの職員から不正行為の依頼等があった場合には、規定に従い通報します。

万一、規程等に違反して、不正に関与した場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。

年 月 日

取引業者名

代表者名

印